別表第二号の二第六の二の様式を次のように改める。

14　無線局の区別		※　整理番号	

15　特殊な設備

機器の種類		台数	検定番号等又は名称	製造番号	補足事項
□ デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯)	[DSR]				
□ デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯)	[DSR]				
□ デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯及び短波帯)	[DSR]				
□ ナブテックス受信機(英文)	[NRI]				
□ ナブテックス受信機(和文)	[NRN]				
□ インマルサット高機能グループ呼出受信機	[EGC]				
□ 双方向無線電話(施行規則第28条第５項に規定するものを除く。)	[LP]				
□ 双方向無線電話(施行規則第28条第５項に規定するもの)	[LP]				
□ 船舶航空機間双方向無線電話	[SAW]				
□ 船上通信設備	[FMB]				
□ レーダー	[R]				
□ 衛星非常用位置指示無線標識	[SE]				
□ 捜索救助用レーダートランスポンダ	[LTL]				
□ 捜索救助用位置指示送信装置	[ATL]				
□ 設備規則第45条の３の５に規定する無線設備	[VDR]				
□ 無線方位測定機	[ADF]				
□ 周波数測定装置	[W]				
□ 地上無線航法装置	[LRN]				
□ 衛星無線航法装置	[GPS]				
□ ファクシミリ受信機	[F]				
□ その他　（　　）					

短辺　長辺　（日本工業規格A列４番）